

○国土交通省告示第百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事（大館西道路）（秋田県大館市商人留字横道下地内から同市商人留字谷地中地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 秋田県大館市商人留字横道下、字野崎及び字谷地中地内
- 2 使用の部分 秋田県大館市商人留字横道下及び字野崎地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県大館市釈迦内字家下地内の大館北インターチェンジ（仮称）から同県鹿角郡小坂町小坂字田沢地内の小坂ジャンクション（仮称）までの延長約15.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事（大館西道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事」（以下「本件日沿道事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、「一般国道7号改築工事（大館西道路）」（以下「本件大館西道路事業」という。）は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、また、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件大館西道路事業に係る区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道（以下「日沿道」という。）は、新潟市を起点とし、村上市、鶴岡市、酒田市、秋田市等を経て青森市に至る延長約440kmの路線であり、一般国道7号は、新潟市を起点とし、酒田市、秋田市、能代市、大館市等を経て青森市に至る延長約550kmの主要幹線道路である。

日沿道及び一般国道7号が通過する秋田県の県北地域（以下単に「県北地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としては、はなみょうが、うど等の栽培、畜産品としては、比内地鶏の生産が行われており、これらの農畜産品は、東北地方、関東地方等に出荷されている。

また、県北地域には、世界遺産である白神山地、特別名勝に指定されている十和田湖等の観光資源があり、県内外から多くの観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行し、県北地域における物流や観光を担う主要幹線道路として一般国道7号、一般国道103号等（以下「一般国道7号等」という。）があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済である高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と接続し、県北地域と青森市、仙台市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害時等における一般国道7号等の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件日沿道事業に係る区間は、起業者が平成8年10月に、本件大館西道路事業に係る区間は、都市計画手続において、都市計画決定権者である秋田県知事が平成8年4月に、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年8月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域を主にトンネル又は橋梁で通過することなどから影響は少ないと評価されている。クマタカについては、営巣が確認されたことから、起業者は専門家からなる検討会を設置し、その指導助言を受け、モニタリング調査を実施しているほか、生息環境の保全に十分に留意しながら工事を実施することとしている。オオタカについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境が周辺に広く存在することから、影響は少ないと評価されている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネ等が確認されているが、生育地が計画路線から離れていることなどから、影響は少ないと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、県北地域と青森市、仙台市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画のうち、本件日沿道事業に係る区間のルートについては、申請案のほか、申請案より北側のルート案及び南側のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、トンネル及び橋梁の総延長が最も長いが、取得必要面積が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件大館西道路事業の事業計画は、平成8年12月17日に都市計画決定され、平成14年5月10日に変更決定された都市計画と、車線数、大館北インターチェンジ（仮称）の位置等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件大館西道路事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされているほか、大館北インターチェンジ（仮称）の位置についても、都市計画と比べると、大館市街地に近く利便性に優れていることな

どから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、県北地域と青森市、仙台市等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道7号等には線形不良区間があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、大館市長を会長とする日本海沿岸東北自動車道建設促進秋田県北部期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 秋田県大館市役所